第一項の表一〇二の項を次のように改める。

202	削除

第一項の表一一九の項を次のように改める。

219	削除

第一項の表一二四の項を次のように改める。

224	削除

第一項の表一三七の項を次のように改める。

237	削除

第一項の表一七五の項を次のように改める。

275	削除

第一項の表一八三の項を次のように改める。

283	削除

第一項の表二一一の項を次のように改める。

311	削除

第一項の表二二五の項を次のように改める。

325	削除

第一項の表二五二の項を次のように改める。

352	削除

第一項の表二六〇の項及び三六一の項を次のように改める。

360	削除
361	削除

第一項の表三七三の項を次のように改める。

373	削除

第一項の表四一一の項を次のように改める。

421	削除

第一項の表四三三の項を次のように改める。

433	削除

第一項の表四四七の項を次のように改める。

447	削除

第一項の表四七一の項を次のように改める。

472	削除

第一項の表五一一の項を次のように改める。

511	削除

第一項の表五七六の項及び五七七の項を次のように改める。

576	削除
577	削除

第一項の表五八〇の項を次のように改める。

580	削除

第一項の表五八四の項を次のように改める。

584	削除

第一項の表六一三の項及び六二四の項を次のように改める。

623	削除
624	削除

第一項の表六五四の項を次のように改める。

654	削除

第一項の表六五六の項を次のように改める。

656	削除

第一項の表七七九の項を次のように改める。

779	削除

第一項の表八五五の項を次のように改める。

855	削除

二十七　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第三項の表一〇の項から一四の項までの規定中「北緯33度49分18秒東経132度44分22秒」を「北緯33度49分22秒東経132度44分22秒」に改める。

二十八　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除